



産学・地域連携推進機構

知財部門ニュース

2007年8月1日

(第5号) [通番34号]

発行：鳥取大学

産学・地域連携推進機構

知的財産管理運用部門

(旧知的財産センター)

電話：0857-31-6000(内2765)

目次

8月の特許相談会	1
特許電子図書館・専用端末の利用を！	1
鳥取大学のライセンス収入について	2
C I C 東京新技術説明会報告	3
知的財産インターンシップ募集	3
Q&A：「改正意匠法・改正特許法（2006年）の要点」	4～8

8月の特許相談会

相談をご希望の方は予約をお願いします。

鳥取地区日時：8月9日（木）13：30より 相談者：滝本智之弁理士

場所：産学・地域連携推進機構2階 会議室

米子地区日時：8月10日（金）13：30より 相談者：田中光雄弁理士

場所：米子地区地域連携部門室

特許電子図書館・専用端末の利用を！

特許出願等の先行技術調査に是非ご利用下さい。

ご利用に際して希望者には丁寧に指導致します。

場所：工学部大学院棟1階 特許電子図書館（IPDL）室

事前に連絡をお願いします。

連絡先：産学・地域連携推進機構 知的財産管理運用部門

電話：0857-31-6000（直通）（内線2765）

FAX：0857-31-5474（専用）

メールアドレス：

知財部門メーリングリスト / chiteki@zim.tottori-u.ac.jp

暑中お見舞い申し上げます。8/13～15は一斉休業します。



鳥取大学のライセンス収入について

知的財産管理運用部門（旧知的財産センター）が平成16年6月に発足してから丸3年が経ち、鳥取大学が出願人名となっている特許も累計で100件を超える状況になりました。それに伴い、企業への特許実施許諾によるライセンス収入も平成18年度に初めて計上され、下の表にあるとおり、国立大学で33番目のランキングを得ました。

7月3日に開催された国際・大学知財本部コンソーシアム開所記念講演会で文部科学省研究環境・産業連携課技術移転推進室が提供したライセンス収入のランキング表

平成18年度ライセンス収入ランキング(国立大学)									
(単位:千円)									
NO.	機関名	16年度	17年度	18年度	NO.	機関名	16年度	17年度	18年度
1	名古屋大学	360,855	199,354	163,852	32	高知大学	0	307	1,586
2	東京大学	930	7,208	160,108	33	鳥取大学	0	0	1,574
3	東京工業大学	3,615	17,995	28,324	34	神戸大学	1,505	1,575	1,465
4	金沢大学	0	8,567	21,444	35	群馬大学	0	1,811	1,392
5	奈良先端科学技術大学院大	12,300	5,070	20,268	36	愛媛大学	1,250	1,200	1,320
6	京都大学	0	9,814	16,183	37	富山大学	0	0	1,315
7	大阪大学	5,488	7,304	12,948	38	岩手大学	1,890	47,630	1,196
8	九州工業大学	1,161	5,175	11,081	39	東京農工大学	0	4,217	1,172
9	岡山大学	1,604	7,434	9,731	40	電気通信大学	0	2,050	700
10	東京医科大学	5,000	4,467	9,131	41	豊橋技術大学	0	686	500
11	長崎大学	0	6,470	8,577	42	信州大学	0	1,602	488
12	北海道大学	42	20,087	8,158	43	千葉大学	1,300	1,878	389
13	東北大学	4,552	10,967	8,053	44	大分大学	0	0	315
14	広島大学	2,319	6,356	7,904	45	長岡技術科学大学	0	0	211
15	佐賀大学	0	324	7,350	46	茨城大学	0	0	210
16	熊本大学	0	5,268	5,839	47	帯広畜産大学	0	0	200
17	横浜国立大学	0	160	5,806	48	埼玉大学	0	100	200
18	静岡大学	0	2,600	5,250	49	八戸工業高等専門学校	696	673	183
19	新潟大学	6,155	0	4,181	50	筑波技術大学	0	0	168
20	京都工芸繊維大学	0	200	4,060	51	和歌山大学	0	10	139
21	筑波大学	61	35,650	3,300	52	宮崎大学	700	0	108
22	岐阜大学	0	1,127	3,010	53	群馬工業高等専門学校	96	163	106
23	山梨大学	0	158	2,799	54	香川大学	0	1,929	103
24	九州大学	2,033	1,077	2,518	55	北見工業大学	0	400	100
25	自然科学研究機構	1,159	572	2,430	56	室蘭工業大学	0	0	26
26	徳島大学	250	1,650	2,300	57	東京海洋大学	0	0	23
27	北陸先端科学技術大学院大	659	315	1,978	-	名古屋工業大学	277	1,193	0
28	山口大学	0	1,078	1,893	-	浜松医科大学	0	300	0
29	鹿児島大学	0	0	1,846	-	明石工業高等専門学校	0	210	0
30	三重大学	100	1,715	1,760		合計	415,997	436,396	558,885
31	福井大学	0	300	1,614					

名古屋大学の占める割合:87%→2 名古屋大学以下の占める割合:87% 収入をあげている機関:26機関→57機関 ※18年度は暫定値



キャンパス・イノベーションセンター東京（CIC 東京）

新技術説明会開催の報告

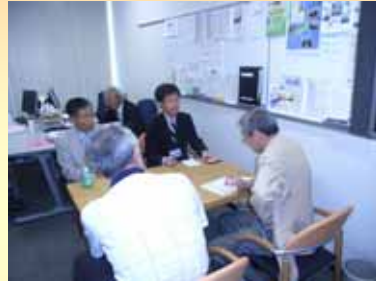


さる7月27日、電気・電子、材料・機械、化学、環境の技術分野を対象に「平成19年度CIC東京新技術説明会」が実施されました。

【 発表 】

鳥取大学からは、岡本賢治准教授と近藤康雄准教授の2講演を、70名を越える聴衆に対し実施しました。

その後の個別相談会（右写真参照）でも技術に興味を持った企業等と夫々熱心に意見交換を行い、相互に現場を見学・討議する必要性が認識される等、有意義な説明会となりました。



岡本賢治准教授
「キノコを利用したアルコール類の効率的生産」

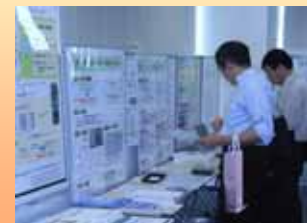


近藤康雄准教授
「粉末活性炭層ろ過法による加工油剤のリサイクル処理システム」

【 展示 】

また、同会場に鳥取大学発技術として「ハイブリッド型直動案内」（小幡文雄教授特許）並びに「透光性アルミセラミックスを低コストに」（長島助教特許）の両パネルを展示しました。

来訪者の名刺から事業魅力のある企業に来訪お礼を兼ねメールで関心事項の問い合わせを実施しました。



展示コーナー



知的財産インターンシップ募集

知的財産管理運用部門（旧知的財産センター）では、平成17年度から本学の学生（大学院生、学部生）に対して知的財産の実務的な知識と留意事項を習得することを目的として、知財の専門家（弁理士等）の指導を含む実践型実習のインターンシップを実施しています。

今年度は、下記のとおり実施し、学内に加え学外の学生や社会人も受け入れることになりました。希望者は知的財産管理運用部門にお申し込み下さい。

記

1. 実習内容
知的財産関連法・制度習得、特許関連の事務処理、知財情報の検索、特許明細書作成
2. 受入対象者
本学および県内高等機関の大学院生、大学生、鳥取県内勤務の社会人
3. 受入期間
平成19年9月26日（水）から10月4日（木）の期間内の7日間
4. 締切日 平成19年8月3日（金）まで
5. インターンシップに係る担当責任者
知的財産管理運用部門長 佐々木 茂雄（場所：産学・地域連携推進機構2階）
6. その他
 - ・ 募集人数は3名までです。
 - ・ その他詳細は知的財産管理運用部門にお問い合わせ下さい。
連絡電話 0857-31-6000（内線：2765）、佐々木、矢部又は押田

改正意匠法・改正特許法（2006年）の要点

2006年改正法については、知財部門ニュース6月号（第3号）で商標法の要点を掲載しました。今月は意匠法と特許法の要点をご紹介します。

（下の説明文及び図表は特許庁が開催する法改正説明会の資料から一部を抜粋して加筆、再編集したものです。）

意匠法改正 - デザインの保護 -

（1）意匠権の存続期間の延長（第21条、第42条、H19.4.1より施行）

改正の内容

- ・意匠権の存続期間が登録から15年 20年に延長されました。
- ・それに伴い登録料も設定されました。

[改正前]		改正	[改正後]	
登録から15年			登録から20年	
改正前			改正後	
第1年から第3年まで	8,500円		第1年から第3年まで	8,500円
第4年から第10年まで	16,900円		第4年から第10年まで	16,900円
第11年から第15年まで	33,800円		第11年から第20年まで	33,800円

（2）画面デザインの保護の拡充（第2条第2項、H19.4.1より施行）

改正の内容

[改正前]

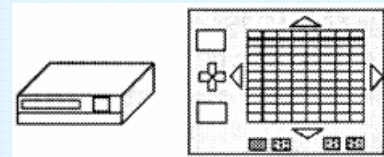
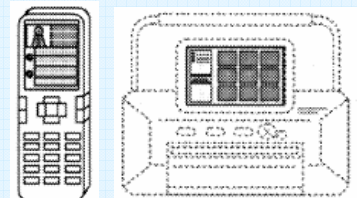
- 物品の成立に照らして不可欠なもの
物品自体の有する機能により表示されているもの
変化する場合において、その変化の様相が特定したもの
- * 液晶時計の時刻表示部
 - * 体温計の体温表示部
 - * 携帯電話の初期画面

改正

[改正後]

- 改正前 ~ に以下が加えられました。
- 物品がその本来的な機能を発揮できる状態にする際に必要とされる操作に使用される画面デザイン
- * 携帯電話の通話者選択用画面デザイン
 - * 写真用印刷機の印刷画面選択用画面デザイン

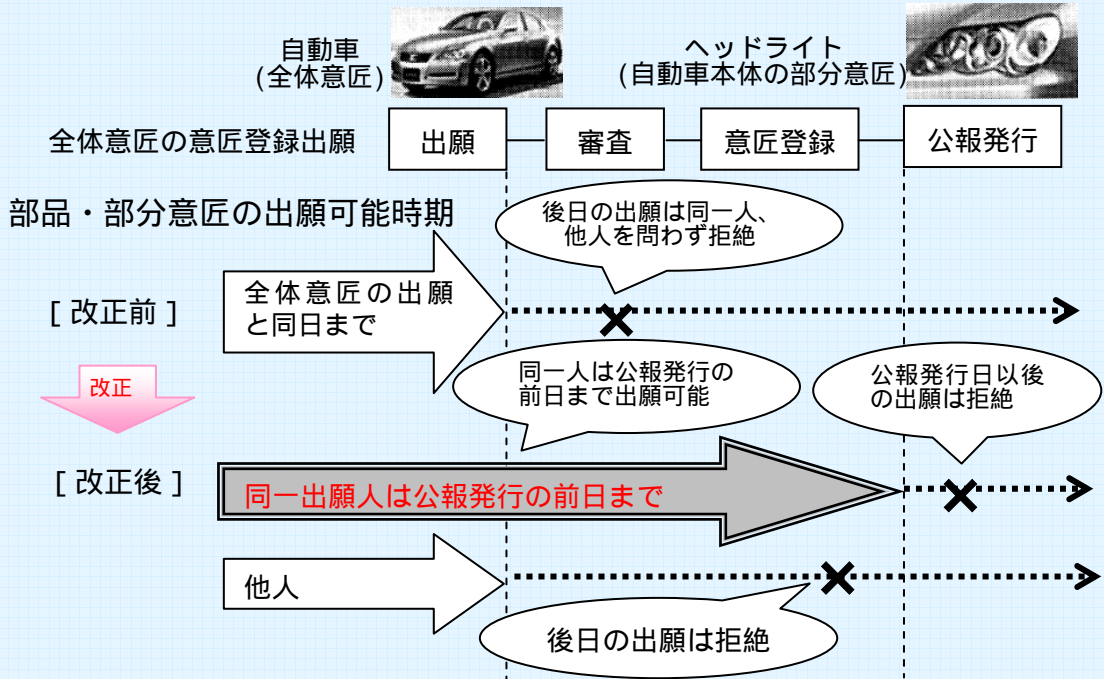
- 同時に使用される別の物品の表示部に表示される上記画面デザイン
- * DVD再生録画機の録画予約操作画面デザイン



(3) 部分意匠の保護の拡充 (第3条第2項、H19.4.1より施行)

改正の内容

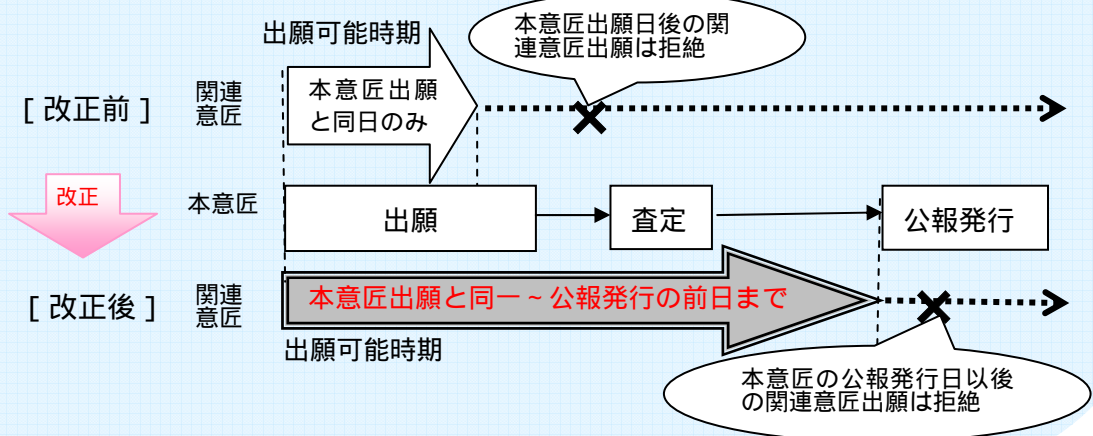
先願意匠の一部と同一又は類似である後願意匠の意匠法第3条の2の適用については、先願の意匠公報発表時まで同一出願人が出願した場合には登録を受けられるようになりました。



(4) 関連意匠の保護の拡充 (第10条、H19.4.1より施行)

改正の内容

本意匠の公報発行の前日までの間に申請された関連意匠の登録が認められるようになりました。



(5) 意匠の類似範囲の明確化 (第24条、H19.4.1より施行)

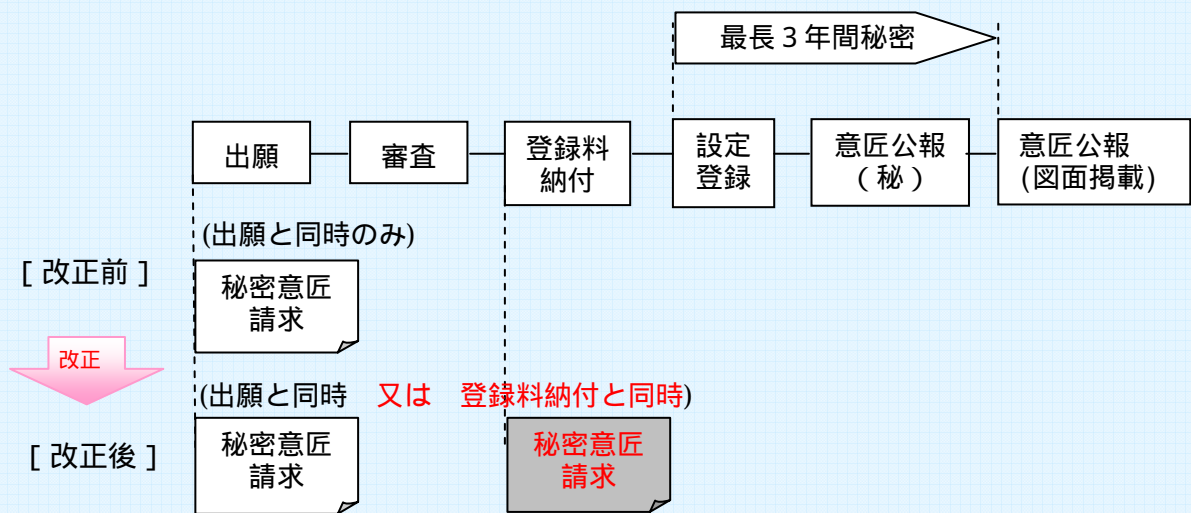
改正の内容

意匠の類否判断は需要者(消費者、取引業者)から見た美感に基づいて行うことが明確化されました。

(6) 秘密意匠制度の見直し (第14条、H19.4.1より施行)

改正の内容

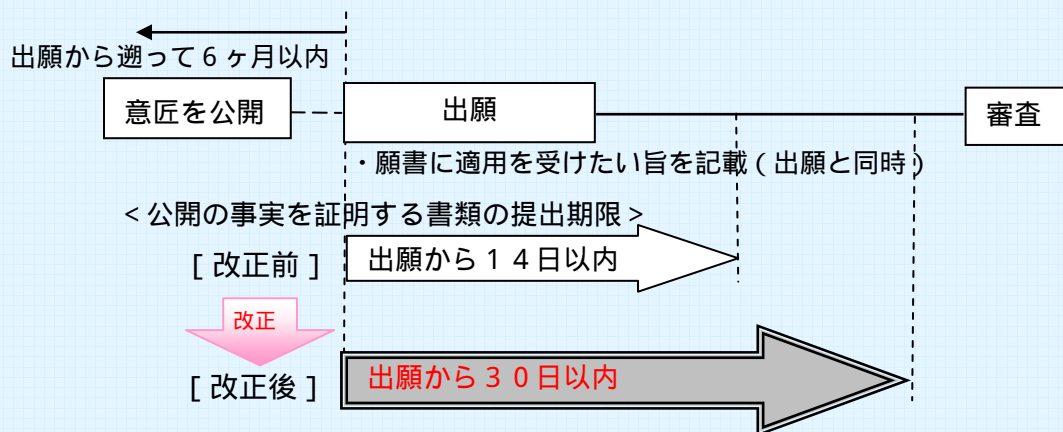
出願と同時にされていた秘密意匠の請求可能時期は登録料の納付と同時に請求することが可能になりました。



(7) 新規性喪失の例外の適用規定の見直し (第4条、H18.9.1より施行)

改正の内容

新規性喪失例外適用のための証明書提出期間が14日 30日に延長されました。

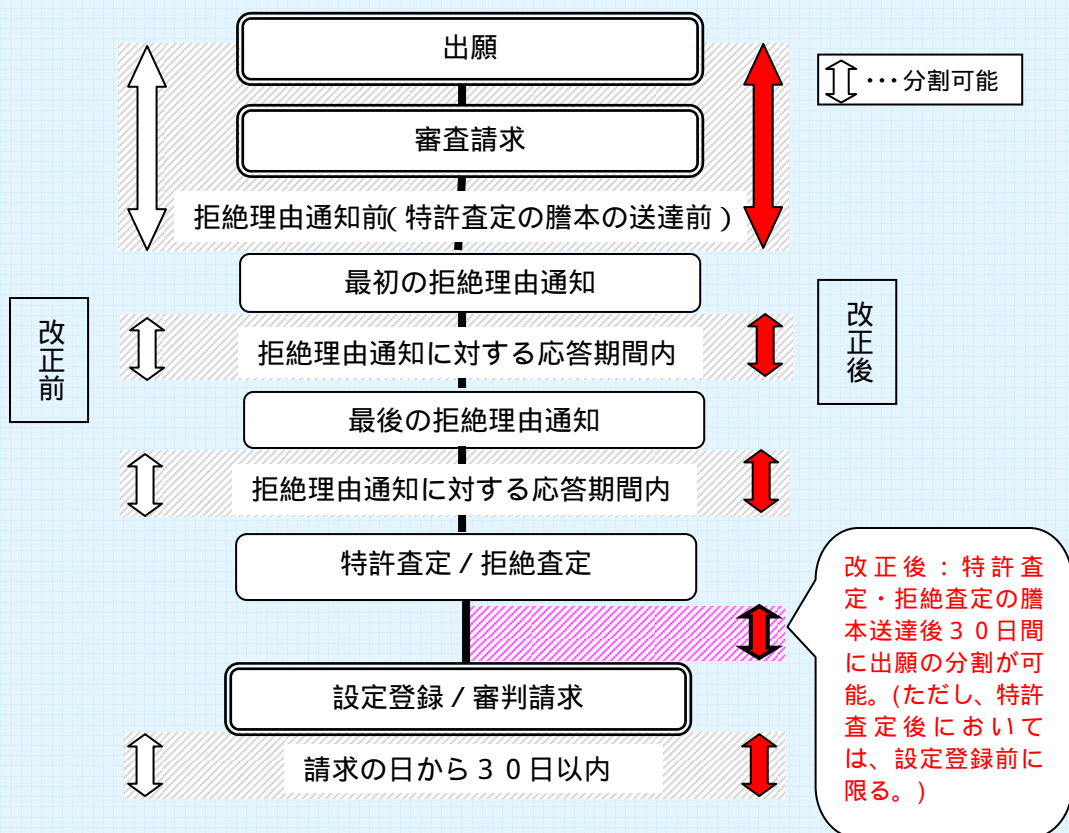


特許法改正 - 発明の保護 -

(1) 分割の時間的制限の緩和 (第 44 条、H19.4.1 より施行)

改正の内容

特許査定後又は拒絶査定後の 30 日以内まで出願を分割することができるようになりました(ただし、特許査定後は設定登録前に限ります)。
特許料納付時期又は拒絶査定不服審判の請求期間が延長された場合には、連動して分割可能な期間も延長されます。
ただし、審判請求意向の分割可能請求期間は、改正前と同様、明細書等について補正をすることができる期間に限られます。



(2) 分割出願の補正制限 (分割出願濫用防止) (第 50 条の 2、H19.4.1 より施行)

改正の内容

もとの出願等に通知された拒絶理由が解消していない分割出願には、「最後の拒絶理由通知」が通知された場合と同じ補正制限 を課されます。

「最後の拒絶理由通知」が通知された後にする補正は、請求項の削除、特許請求の範囲の限定的減縮、誤記の訂正、明瞭でない記載の釈明、のいずれかを目的とするものに限られています。

(3) 別発明に変更する補正の禁止 (第17条の2第4項等、H19.4.1より施行)

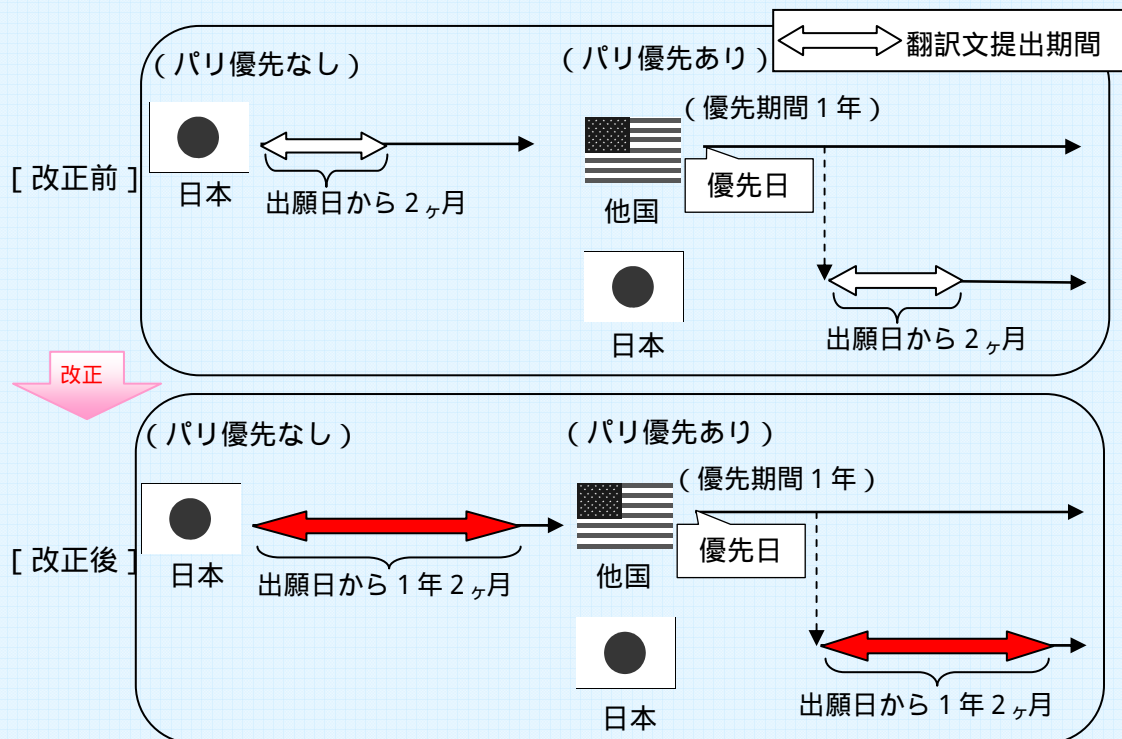
改正の内容

拒絶理由通知後は、技術的特徴の異なる別発明に変更するようなシフト補正が禁止されます。

(4) 外国語書面出願の翻訳文提出期間の延長 (第36条の2第2項等、H19.4.1より施行)

改正の内容

最初に外国語で日本に出願する外国書面出願について、追って提出すべき日本語翻訳文の提出期限が2ヶ月以内 1年2ヶ月以内に延長されました。



(5) 共通改正項目

侵害行為の範囲拡大その1 (H19.1.1より施行)

侵害行為に「輸出」が追加されました(特許法、実用新案法、意匠法、商標法)。

侵害行為の範囲拡大その2 (H19.1.1より施行)

侵害行為に「譲渡、貸渡し又は輸出のための所持行為」が追加されました(特許法、実用新案法、意匠法)。

罰則強化 (H19.1.1より施行)

侵害罪及び営業秘密侵害罪についての懲役刑、罰金刑の上限が引き上げられました(特許法、実用新案法、意匠法、商標法)。